

令和8年第1回大多喜町議会定例会

## 2月会議会議録

令和8年 2月2日 開会

令和8年 2月2日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和八年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

令和八年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

令和八年 第一回定例会〔二月会議〕

大多喜町議会議録

## 令和8年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録目次

### 第 1 号 (2月2日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
所信表明及び行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第1号の上程、説明	6
報告第2号の上程、説明	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
休会について	25
散会の宣告	26
署名議員	27

第 1 回大多喜町議会定例会 2 月会議

( 第 1 号 )

令和8年第1回大多喜町議会定例会2月会議会議録

令和8年2月2日(月)

午後 2時00分 開会

出席議員(12名)

1番	吉野一男君	2番	森久君
3番	渡辺八寿雄君	4番	末吉昭男君
5番	志関希久夫君	6番	麻生勇君
7番	渡邊泰宣君	8番	山口定夫君
9番	及川はるな君	10番	久保初江君
11番	加々美昌美君	12番	渡辺善男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	市原芳則君
税務住民課長	本村武士君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	森芳博君	農林課長	小高一哉君
商工観光課長	渡邊陽二君	生活環境課長	磯野淳一君
会計室長	須藤明実君	教育課長	浅野健二君
生涯学習課長	渡鍋佳晋君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木島丈佳 書記 佐藤さおり

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 大多喜町一般職の職員ゝ給与等に関する条例等ゝの一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 トンネル修繕工事町道葛藤筒森線向山トンネル請負契約の締結に  
ついて
- 日程第 8 議案第 4 号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 7 年度大多喜町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 7 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 7 号 令和 7 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺善男君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和8年第1回議会定例会2月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただき、誠にご苦労さまでございます。

また、平林町長におかれましては、さきの町長選挙におきまして再選されましたこと、心からお祝いを申し上げます。今後も町民の福祉向上と町の発展のため、ご尽力賜りますようご期待を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから令和8年第1回大多喜町議会定例会を開会いたします。

これより2月会議を開きます。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による写真撮影を許可したのでご承知願います。

（午後 2時00分）

---

### ◎所信表明及び行政報告

○議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から所信表明及び行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） 令和8年第1回議会定例会2月会議の開会に当たりまして、所信を明らかにする機会をいただきましたことに、議長をはじめ議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

去る1月18日執行の大多喜町長選挙におきまして、無投票という形で町民の皆様から信任を賜り、引き続き今後4年間の町政を担わせていただくこととなりました。多くの皆様に対しまして深く感謝申し上げますとともに、決意も新たに皆様と一丸となって、引き続き、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに努めてまいる所存でございます。

さて、私の町長としての1期目を振り返りますと、公約に掲げた政策は、実行に移せたものの、着手したものの道半ばなものがございます。その間、町を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。

しかし、そんな中ではありますが、令和8年度からの新しい大多喜町総合計画を軸としたまちづくりが始まろうとしております。「みんなで作る持続可能な住みやすいまち 大多喜」をキャッチフレーズに、進むべき方向性をしっかりと示していきたいと決意を新たにし

ているところでございます。

さて、私の２期目がスタートするわけでございますが、引き続き、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを基本理念とし、本町のブランド力の向上を目指し、本町に住んでよかった、また、観光客が何度でも訪れたい魅力ある町にするため、議員の皆様、また町民の皆様と熱い力を集結していただき、一丸となって町政推進に取り組んでいく所存でございます。

この理念を進める施策の１つ目といたしまして、農林業の活性化を掲げております。水田の畑地化による野菜栽培の推進や新しい農作物の販路開拓などにより、シルバーの農業従事者や新規就農者の所得向上に努めること。また、町内の森林資源を使った新しいエネルギー利用開発も模索してまいりたいと考えております。

２つ目といたしましては、商工業、観光業の活性化でございます。テレビや映画等の撮影場所としての誘致活動などを行い、本町の自然の豊かさや空き家の活用も含め、観光客の増員による観光業、商業の好影響、好循環に努めてまいりたいと考えております。

そして、施策の３つ目といたしましては、子育て世代への支援でございます。何より大事なことは、若い世代の皆様がこの地に残れる、若者の定住化、この若者の定住化こそ持続可能なまちづくりの重要な鍵でございます。そのためにも、子育て世代への支援はとても重要なことで、昨年10月に「おおたきっこ子育て応援宣言」をさせていただいたところでございますが、引き続き、保育園の完全給食化を行うことや、子供も含めた子育て世代への町民の皆様のお力をお借りしながら、本町の宝でございます子供たちの成長を共にサポートする施策を進めることといたしております。

以上、私の町政運営に当たっての所信の一端を申し上げさせていただきました。町民の皆様、議員の皆様の町政に対する一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

続きまして、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承を賜りたいと存じます。

本日の会議事件でございますが、衆議院選挙に係る補正予算の専決処分の報告などが２件、給与改定に伴う条例改正が２件、契約案件及び財産の取得、そして一般会計のほか特別会計２件の補正予算を上程させていただいております。

以上、よろしくご審議のほど可決賜りますよう心よりお願いを申し上げ、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお祈りを申し上げます。

○議長（渡辺善男君） これで所信表明及び行政報告を終わります。

---

◎諸般の報告

○議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。令和7年第1回議会定例会令和8年1月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から、1月26日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺善男君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

4番 末 吉 昭 男 君

5番 志 関 希久夫 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（渡辺善男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本町議会では通年議会を導入しており、定例会の会期につきましては、通年議会実施要領第2条の規定により、原則1月から翌年の招集予定日の前日までとされております。

このため、翌年の招集予定日を確認しましたところ、現時点で令和9年1月27日招集予定ということであります。したがって、令和8年第1回大多喜町議会定例会の会期は、本日2月2日から令和9年1月26日までの359日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 全員異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から令和9年1月26日までの359日間とすることに決定しました。

---

### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

農林課長。

○農林課長（小高一哉君） 報告第1号をご説明させていただきますので、議案つづり1ページをお開きください。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告します。

次のページをお開きください。

報告第1号は、災害に強い森づくり事業、森林整備なんですけれども、こちらの履行中に発生した誤伐採事故に関する損害賠償を定めた専決処分の報告となります。

議案の朗読を省略しまして、専決処分の事故の概要についてご説明いたします。

令和6年1月、町道中野大多喜線沿いの大多喜町上原西部田柳原入会地澤山11番82地先におきまして、町が事業主体として実施した災害に強い森づくり事業の作業中、事業区域の開始地点及び土地境界について、関係者双方の確認を十分に行わないまま作業を開始したことにより、事業区域外の杉4本及び雑木6本、合計10本を誤って伐採し、相手方に損害を与えました。これに係る損害につきましては、国土交通省が定める損失補償算定標準書に基づき算定した7万6,500円を金銭により補償することで合意に至っております。

なお、今後このような事案が発生しないよう、事業着手前に事業区域の開始地点及び境界について、関係者双方による確認を徹底するとともに、現地立会い及び施工監理を適正に行い、再発防止に努めてまいります。

以上で損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告を終わります。

○議長（渡辺善男君） これで報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

---

### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（渡辺善男君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） 報告第2号の説明をさせていただきます。

議案つづり 3 ページをお開きください。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項として指定されております解散に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正として専決処分したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

次のページをお開きください。

令和7年度一般会計補正予算（第5号）は、衆議院が令和8年1月23日に解散したことによる衆議院議員総選挙に係る歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ992万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,914万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることと定めるものでございます。

それでは、次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

## 2、歳入。

款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金930万9,000円の増額補正は、衆議院議員選挙委託金として、期日前投票所、当日の投票所や開票所に係る事務費等々、そのほか選挙に係る経費を見込みました。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金61万6,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため、前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお開きください。

## 3、歳出。

款2総務費、項4選挙費、目4衆議院議員選挙費992万5,000円の増額補正は、衆議院議員選挙に係る予算の計上で、節1報酬は、選挙期間中の選挙管理委員会委員4人分の報酬と期日前投票及び当日の投票管理者等の報酬でございます。

節3職員手当等は、職員の時間外勤務手当等でございます。

節7報償費は、公営ポスター掲示板設置場所の借用、投票箱の確認時の謝礼等でございます。

節10需用費は、消耗品等でございます。

節11役務費は、投票所入場券等の郵便料と選挙公報の新聞折り込み広告料と投票用紙交付機等の点検手数料でございます。

節12委託料は、説明欄記載の各業務の委託料で、次の節13使用料及び賃借料は、コピー機及び開票集計システム用パソコンの借上料と投票受付システムの使用料でございます。

節17備品購入費は、開票で使用する投票用紙計数機2台分でございます。

次ページ以降の給与費明細書の説明は割愛させていただきます。

以上で令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についての報告とさせていただきます。

○議長（渡辺善男君） これで報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第5、議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

議案つづりの27ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基づく一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、常勤の特別職である町長、副町長及び教育長の期末手当を引き上げようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

この改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を一般職の職員の期末手当と

勤勉手当を合計した支給割合としてございますので、一般職に準じ、12月支給分を100分の5引き上げようとするものでございます。

第2条、本条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

この改正は、第1条において12月支給分を100分の5引き上げた支給割合を変えずに、6月支給分と12月支給分に均等に配分する改正でございます。

続いて、附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行日を公布の日からとし、第2条の規定の施行日を令和8年4月1日からと定めるものでございます。

附則第2項は、第1条の改正規定の適用日を令和7年12月1日から適用することを定めるものでございます。

次のページをお開きください。

附則第3項は、昨年12月に支給された期末手当を内払いとすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第6、議案第2号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

なお、着座にての説明を許します。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、着座にて失礼させていただきます。

議案第2号の説明をさせていただきます。

議案つづりの29ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、令和7年8月7日に、国会及び内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告したところでございます。その内容は、民間給与が国家公務員給与を1万5,014円、3.62パーセント上回っていることから、採用市場での競争力向上のために、初任給の大幅な引上げと若年層に重点を置いた俸給月額を上げること、また、特別給、期末・勤勉手当についても民間が公務を上回っていることから、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をともに0.025月分引き上げることなど、実施時期は月例給につきましては令和7年4月から、期末・勤勉手当につきましては12月支給の手当から適用がされたところでございます。

千葉県的人事委員会におきましても、昨年10月15日に、国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っているところでございます。

これらを踏まえ、本町におきましても、人事院及び県の人事委員会の給与勧告に基づき、町の一般職の職員の給与条例等を改正しようとするものでございます。

改正条例の第1条では、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、いわゆる賞与、通勤手当と給料表に係る改正を、第2条では、令和8年4月1日から適用される期末手当、勤勉手当及び通勤手当に係る改正を、第3条及び第4条では、町一般職の任期付職員の採用等に関する条例で、給与改定に伴う一部改正でございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項の改正は、宿日直手当を300円増額し、4,700円に改めるものでございます。

第22条第2項の改正は、一般職の職員の12月支給の期末手当の支給割合を2.5パーセント引き上げ、100分の127.5とするもので、同条第4項の改正は、一般職の職員の支給率の改正と読み替えて規定している定年前再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員の12月支給の期末手当の支給割合を2.5パーセント引き上げ、100分の72.5とするものでございます。

第23条第2項第1号の改正は、一般職の職員の12月支給の勤勉手当の支給割合を2.5パーセント引き上げ、100分の107.5とするもので、同項第2号の改正は、定年前再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員の12月支給の勤勉手当の支給割合を2.5パーセント引き上げ、100分の52.5とするものでございます。

第23条の2第2項第2号の改正は、一般職の職員の通勤手当の支給額の改正で、5キロメートルごとに11段階の距離区分で定められているところでございますが、そのうち10キロメートル以上の2号ハの距離区分から50キロメートル以上の同号ルの距離区分の9段階の支給額をそれぞれ200円から4,300円までの幅で引き上げるものでございます。

次の30ページをお開きください。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

この改正は、国や県の給料表に準じて町の給料表を改めようとするもので、平均改定率は行政職（一）の給料表で3.2パーセントの引上げでございます。人事院勧告による各級の改定率でございますが、1級で5.2パーセント、2級で4.2パーセント、3級で3.4パーセント、4級で2.9パーセントとなり、5級以上の平均改定率は2.8パーセントとなり、若い職員に重点を置いた改定となっているところでございます。

なお、各給料表30ページから39ページの説明は割愛をさせていただきます。

次に、ページのほうを飛んでいただきまして、40ページをお開きください。

第2条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項の期末手当の改正は、第1条で改正した支給率を令和8年4月1日から職員の期末手当の年間支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの支給率100分の126.25に改め、同条第4項の改正は、一般職の職員の支給率の改正の読替えと定年前再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員の期末手当の年間支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの支給率100分の71.25に改めるものでございます。

次の第23条第2項の勤勉手当の改正は、第1条で改正した支給率を100分の106.25に、同項第2項中の率を100分の51.25に改めるものでございます。本条の改正につきましても、令

和8年4月1日から、勤勉手当の年間支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの支給率に改め、定年前再任用職員及び任期付職員で短時間勤務職員につきましても同様に改めるものでございます。

次に、第23条の2第2項の改正につきましては、一般職の職員の通勤手当の支給額の改正で、同項第1号の改正は、交通機関等を利用して通勤する場合の額の規定で、ただし書を削り、新たに追加する第4項への読替えなどがございます。

次の同項第2号の改正は、自転車等を使用して通勤、マイカー通勤する場合の支給額の上限を6万6,400円とし、使用距離の区分に応じた支給内容を規則で定めるため、11段階の距離区分である同号イからルまでを削るものでございます。これにより、今まで11段階の距離区分で最長で50キロメートル以上までと定めていたものを、新たに最長100キロメートル以上までの距離区分を加え、21段階、5キロメートルごとの距離区分を定める予定でございます。

次に、中段、同項第3号の改正は、同条に新たに2項を追加するために必要な字句等の整備をするものでございます。

同じページ、下段、下から8行目、新たに加える第3項につきましては、駐車場等に係る通勤手当のもので、1か月当たり5,000円を上限として支給できることを規定するものでございます。

次に、41ページ、上から3段目、新たに加える第4項につきましては、改正前の通勤手当の支給上限額は5万5,000円でしたが、国に準じて通勤手当の支給上限額を15万円とするものでございます。

次に、第3条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表の改正は、国や県の給料表に準じて特定任期付職員の給料表を改めようとするもので、平均改定率は3.3パーセントの引上げでございます。

第8条第2項の改正は、一般職の職員の支給率の改正の読替えと期末手当の支給率を2.5パーセント引き上げ100分の97.5に、勤勉手当の支給率を2.5パーセント引き上げ100分の90とするものでございます。これにより令和7年度の特定任期付職員の期末手当、勤勉手当、いわゆる賞与の年間支給月分は3.7か月という形になります。

次に、同じページ、下段をお願いします。

第4条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、

第3条条例で改正した一般職職員の給与の支給率の改正の読替えと、令和8年4月1日から期末手当の年間支給割合を変えずに、6月と12月の支給割合を2分の1ずつの支給率100分の96.25に改め、同様に勤勉手当の支給率を100分の88.75とするものでございます。

最後に、附則でございますが、次の42ページをお願いします。

附則第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第4条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、第1条及び第3条のそれぞれの改正内容に係る適用日を定めるものでございます。

附則第3項は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとすることを定めるものでございます。

附則第4項は、給料表改定の適用日である令和7年4月1日以前に職務の級が異なる異動をした職員につきまして、所要の調整ができることを定めるものでございます。

次に、43ページ、附則第5項は、本条例に係る委任規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） ネットなんかを見ると、千葉県人事委員会は、職員給与について月額1万1,888円、3.16パーセント引き上げるよう知事と県議会に勧告したという記載がありますけれども、町も国県の勧告を受けての給与改定と考えますけれども、町の級ごとの上げ幅、額なんですけれども、それはどのくらいになるのか。また、平均でどのくらいになるのか伺えればと思います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

山口議員おっしゃるとおり、県の人事委員会の平均改定につきましては3.16パーセント、1万1,899円という形で勧告のほうを示されているところでございます。

本町の給料表の改定におきましても、平均、全体で3.2パーセント、各級でいきますと、行政職1で4.6パーセント、2級で3.5パーセント、3級で3.2パーセント、4級で3.0パーセント、5級で2.9パーセント、6級で2.8パーセント、7級で2.8パーセント、平均で3.2パー

セントという形になっているところでございます。

ちなみに、行政職（二）技能労務職の平均改定率は、平均で3.8パーセントというような本町の給料表の改定に係る改定率という形になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

8番山口定夫君。

○8番（山口定夫君） 率については分かりましたけれども、金額的には出せるんでしょうか。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 金額的なものにつきましては、この後、補正予算の給与費明細に書かれてある金額が実際の改定率という、改定すべき金額という形になっております。どういところでございましょうか。1級が幾ら増えるかとかいところでよろしいんでしょうか。

（「そこです」の声あり）

○総務課長（麻生克美君） 失礼しました。

行政職（一）、1級の改定額、これは当然平均でございますが、1万945円、2級で9,668円、3級で1万95円、4級で1万635円、5級で1万981円、6級で1万1,384円、7級で1万2,358円というような内容で、全体的には1万679円というような改定の内容となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第7、議案第3号 トンネル修繕工事町道葛藤筒森線向山トンネル請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（森 芳博君） 議案つづり45ページをお開きください。

議案第3号 トンネル修繕工事町道葛藤筒森線向山トンネル請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由についてご説明いたします。

本件は、令和7年2月に、町道葛藤筒森線、葛藤地先に位置する向山トンネルの内部において、既設のモルタル吹きつけが延長21メートル、面積126平方メートルにわたり崩落したため、通行の安全確保及びトンネルの安全性並びに機能を回復することを目的として修繕工事を実施するものであります。

また、工事に当たっては、地域の皆様の生活と観光への影響をできるだけ少なくするよう、交通規制の方法や期間を調整するとともに、復旧工法についても地元要望を反映し、現況と同様の吹きつけ工法による復旧を行い、安全性の確保と景観の保全を図るものでございます。

それでは、本文の説明をいたします。

トンネル修繕工事町道葛藤筒森線向山トンネルについて、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、契約の目的、トンネル修繕工事、町道葛藤筒森線向山トンネル。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、8,140万円。

4、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町久保113番地、株式会社仲潮組、代表取締役、中村友三郎。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

す。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第8、議案第4号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） それでは、議案つづりの47ページをお開きください。

議案第4号 財産の取得について。

初めに、提案理由をご説明させていただきます。

パンプトラック施設整備については、先日の議員全員協議会時に樹脂製の置き型によるパンプトラックを用いて、コースの整備を進めていくことをご説明いたしました。

まず、お配りいたしました参考資料の図1のレイアウト図をご覧ください。

本議案と直接的に関係はございませんが、議員全員協議会時に、出入口1か所の追加設置についてご意見をいただきましたので、向かって右側、東側に出入口を新たに設けさせてい

いただきました。また、コーナー内側の人工芝設置についてもご意見をいただきましたので、レイアウト図には記載されておりませんが、安全に配慮するため、設置のほうを予定しております。

なお、パンプトラックの購入に係る契約の方法ですが、プロポーザル参加者の持つノウハウを活用し、集客効果が見込まれるコースレイアウトをご提案いただき、導入及び維持管理に係る町の費用負担を最少にしつつ、利用者の安全性が確保された物品の購入を図るため、公募型プロポーザルを実施いたしました。

プロポーザルにつきましては、参加表明の受付を12月10日から25日までの期間に行い、参加表明書の提出があった1者によるプロポーザル審査会を1月9日に行いました。その結果、契約候補者となった一般社団法人**b b p r o j e c t**と1月14日に仮契約を締結いたしました。

それでは、本文のご説明をいたします。

財産の取得について。

樹脂製パンプトラック購入に係る契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、契約の目的、樹脂製パンプトラック購入。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、2,990万円。

4、契約の相手方、東京都渋谷区松濤1丁目28番2号、一般社団法人**b b p r o j e c t**、代表理事、佐藤奨。

以上で議案第4号 財産の取得についての説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、質疑については議案書により願います。

質疑ありませんか。

10番久保初江君。

○10番（久保初江君） パンプトラックの購入について、以前説明はいただいていたんですけども、こちらのパンプトラックの設置の場所は、多目的スペースと元弓道場ということで、今、土と砂地に設置するというので、こちらの樹脂製のパンプトラックのポリプロ

ピレンという素材との、土と砂の相性があまりよくないのではないかと考えておりました、そのあたりの、なぜよくないかという、砂が混ざっていく可能性があって、樹脂のポリプロピレンの消耗が激しくなるという懸念があります。

それと、砂利とか、少し今、小さな石みたいなのもあるので、それがサーフスケートをやるときやBMXをやるときに、ポリプロピレンの素材の上を擦るような形で消耗、劣化が増えていくのではないかと考えているのですが、その辺のこちらの業者さんに対して安全確認はできているのか教えていただきたいです。

○議長（渡辺善男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡鍋佳晋君） 久保議員のご質問にお答えいたします。

私が視察に行きました神奈川県寒川町のところでも、コンクリート舗装などをしておらず、地面にパンプトラックの部品を置いてあったわけなんです、開園後7年ほど経過しておりますが、今のところそういった損耗が激しいとかという事例はなく、一応業者の説明からも、耐用年数は10年ぐらいは大丈夫だというふうに連絡を受けております。

ただ、久保議員のおっしゃるとおり、安全面には最大限の配慮をしなければいけないと私も感じております。また、状況に応じて、例えばフェンスのところに防砂ネットですか、そういったものを設置したりとか、その辺は考えております。また、念のため業者のほうにも再確認しまして、後日、久保議員さんのほうに伝えたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は、15時5分から再開します。

（午後 2時55分）

---

○議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時05分）

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第9、議案第5号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

なお、着座にての説明を許します。

財政課長。

○財政課長（市原芳則君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

議案第5号の説明をさせていただきます。

49ページをお開きください。

この補正予算は、先ほど可決いただきました特別職及び一般職の給与条例の改正に伴う人件費の補正と、ごみ処理広域化事業中継施設整備基本構想の策定に係る委託費の増額などを行うものでございます。

令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,626万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,540万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

それでは、第2表繰越明許費補正から説明させていただきますので、53ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、追加。繰越明許費の追加で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

款4衛生費、項2清掃費、事業名、ごみ処理広域化事業1,336万5,000円は、一般廃棄物の焼却処理の広域化に向けて策定中の中継施設整備基本構想について、検討事項及び内容も増えることから年度内の完了が困難となり、変更契約に合わせて翌年度に繰り越すものでございます。

それでは次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくって、56、57ページをお開きください。

2、歳入、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税3,253万1,000円の増額補正は、今回の補正予算の財源として普通交付税を増額するものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目8一般廃棄物処理施設建設基金繰入金373万6,000円の増額補正は、繰越明許費補正で説明いたしましたごみ処理広域化事業委託料に充当するものでございます。

次に、歳出ですが、先に給付費明細書で、給与改定等、人件費補正の説明をさせていただきますので、68、69ページをお開きください。

給与費明細書、1、特別職の表、区分欄の比較で説明させていただきます。

長等の項、期末手当11万1,000円、括弧内0.05は年間の支給率0.05月分、右ページの共済費1万2,000円、合計12万3,000円の増額は給与改定によるものでございます。

次のページをお開きください。

2、一般職、1号、総括の上、2つの表は会計年度任用職員とそれ以外の職員の合計で、今回の補正は給与費の給料1,863万1,000円、職員手当1,038万7,000円、共済費116万2,000円、合計で3,018万円の増でございます。

職員手当の内訳として、その下の2つ目の表をご覧ください。

区分の欄、比較の項、地域手当34万8,000円、時間外勤務手当37万3,000円、期末勤勉手当927万7,000円、通勤手当38万9,000円の増でございます。

次のページをお開きください。

ページ一番下の表、第2号、給料及び職員手当の増減額の明細の表をご覧ください。

給料の区分1,863万1,000円と職員手当1,038万7,000円は、給与改定及び職員の途中退職に

よる増減でございます。

以降の表については、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の事項別明細書は、議案書58、59ページから、今回の給与改定等による補正額について、款項目順にそれぞれの事業別、給料、職員手当等、共済費の補正額を記載してございます。

そのうち特別会計繰出金として、61ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の説明欄、国民健康保険特別会計繰出金と目5介護保険事業費の説明欄、介護保険特別会計繰出金は、それぞれの特別会計への人件費に対する法定繰出金でございます。

そのほか、給与改定以外といたしまして、次のページをお願いします。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費の説明欄、ごみ処理広域化事業373万6,000円の増額補正は、現在策定しております中継施設整備基本構想の整備方針として、勝浦市、御宿町との共同設置の想定を加えた内容に変更するため、委託料を増額するものでございます。

以上で議案第5号 令和7年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

なお、質疑は議案書のページ数を示した上で行うよう願います。

質疑ありませんか。

5番志関希久夫君。

○5番（志関希久夫君） 何点かといいますか、ほぼ同じ内容ですけれども、61ページ、民生費の給与改定の部分でマイナス158万5,000円、これ給与の部分ですね。マイナスが大きくなっておりますし、その一番下、これは民生費の児童福祉施設費の保育園関係職員人件費、ここについても、これはプラスが大きくなっているなど見取れます。また、63ページ、衛生費、ここについて、こちらについてはマイナスの給与になっております。

先ほど説明の中で、中途退職者がいらっしゃったという話も説明の中にありましたけれども、この振れ幅の大きなものについて、内容についてお聞きをしたいと思います。

○議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまの志関議員のご質問につきまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

まず、61ページ、社会福祉関係職員人件費、こちらにつきましては当初予算5人の職員の手当を頂いていたところでございます。そのうち1名が中途退職しました。その方の差額が給料改定分を上回ったという形で、マイナスの記載となっております。

その下、保育園関係職員人件費、一番下ですね。ここの金額546万9,000円、こちらにつきましては、保育園関係人件費につきましては対象人数26名でございます。ですから、ここは大きく給料改定分の数字がなっているところでございます。

最後、63ページ、清掃関係職員人件費、こちらにつきましても、当初、再任用を入れた3人分の予算を計上させていただいておりました。こちらにつきましても中途退職という形で、その改定分をその退職者の退職による金額が上回ったという形で、マイナスという数字になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺善男君） 日程第10、議案第6号 令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（本村武士君） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案つづり81ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出ともに給与改定に伴い所要の補正を行おうとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和7年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,590万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、86ページ、87ページをお願いいたします。

歳入になります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金68万8,000円の増額補正は、給与改定に伴う人件費の増額分の財源とするものでございます。

88、89ページをお願いいたします。

歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費68万8,000円の増額補正は、給与改定に伴う人件費の増でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡辺善男君) 日程第11、議案第7号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第7号 令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

議案つづり101ページをお開きください。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費の増額について補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,375万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

106、107ページをお開きください。

歳入からとなります。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金154万円の増額、職員人件費の増に

伴うものでございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、108、109ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費85万7,000円の増額、款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業45万2,000円の増額、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費23万1,000円の増額補正、いずれも職員人件費の増に伴うものでございます。

以上で令和7年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎休会について

○議長（渡辺善男君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により明日2月3日から3月31日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

よって、明日2月3日から3月31日までを休会とすることに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長(渡辺善男君) 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時23分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 末 吉 昭 男

署 名 議 員 志 関 希 久 夫